

ねんきんコーナー

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象となる方】

◆**老齢基礎年金を受給している方** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 65歳以上であること。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金などの収入金額（※1）とその他の所得との合計額が、昭和31年4月2日以後に生まれた方は90万9千円以下、昭和31年4月1日以前に生まれた方は90万6千700円以下（※2）である。

※1 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

※2 昭和31年4月2日以後に生まれた方で80万9千円を超え90万9千円以下である方、昭和31年4月1日以前に生まれた方で80万6千700円を超え90万6千700円以下である方には、「補足的老齢年金生活支援者給付金」が支給されます。

◆**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方** 以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得（※1）が479万4千円以下（※2）である。

※1 障害年金・遺族年金の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族などの数に応じて増額。

【請求手続きについて】

①新たに年金生活者支援給付金を受け取りいただける方

受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月ごろから、年金生活者支援給付金請求書（はがき型）を送付しています。請求書を記入して提出してください（電子申請も可能）。令和9年1月5日（火）までに請求手続きが完了しますと、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※令和9年1月5日までに請求書が日本年金機構に届かなかった場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、令和8年10月分から令和9年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れませんのでご注意ください。

②これから年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場窓口で請求手続きをしてください。

○給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます。対象手続きは以下①～⑨のとおりです。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更など） | ⑥付加保険料納付該当（非該当）届 |
| ②国民年金被保険者の資格変更の届出 | ⑦産前産後免除該当届 |
| ③国民年金保険料免除・納付猶予の申請 | ⑧口座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出 |
| ④国民年金保険料学生納付特例の申請 | ⑨口座振替辞退申出 |
| ⑤付加保険料納付（辞退）申出 | |

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。

オンライン申請、行政機関などからのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

※電子申請を行うには、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。「利用者登録」には、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要となります。

手続きの方法については、町公式ホームページの国民年金ページをご覧ください。
いただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616



黒潮町公式
ホームページ



日本年金機構
ホームページ